

令和3年度第2回（第34回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和3年8月26日（木）

午後6時30分～午後8時00分終了予定

会場：オンライン会議

1 開 会

2 第5期委員紹介 【資料1】

3 会長・副会長選出

4 子ども・子育て施策等に関する報告事項

（1）コロナ禍における、教育・子どもに関する各施設等の現状

（2）開設予定の私立認可保育所について 【資料2】

（3）放課後子ども総合プラン等検討会について 【資料3】

（4）子どもの条例について 【資料4、資料4-2】

5 その他

6 閉 会

【配布資料】

資料1	第34回北区子ども・子育て会議名簿
資料2	開設予定の私立認可保育所について
資料3	放課後子ども総合プラン等検討会の設置について
資料4	子どもの条例（東京都、江戸川区）
資料4-2	都内の子どもの条例制定自治体と内容
参考資料	子どもの権利条約カードブック（抜粋）

第34回北区子ども・子育て会議名簿

資料1
子ども・子育て会議
令和3年8月26日

第5期 北区子ども・子育て会議委員一覧（令和3年8月1日～令和5年7月31日）

令和3年8月1日現在

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	イシクロ マリコ 石黒 万里子	東京成徳大学教授	
	イワサキ ミチコ 岩崎 美智子	東京家政大学教授	
区民等	オオカワラ はるか 大河原 はるか	公募委員	
	クボタ リョウ 久保田 遼	公募委員	
	ノガミ トシヒロ 野上 智宏	公募委員	
	ハヤシ ナナ 林 菜々	公募委員	
区内団体推薦	アカツマ スミエ 我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	オノザワ テツオ 小野澤 哲男	北区民生委員児童委員協議会	
	サイトウ アツコ 齊藤 厚子	北区私立保育園理事長園長会	
	シカダ マサヒロ 鹿田 昌宏	北区医師会	
	ススキ マサオ 鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	
	タナベ シゲル 田邊 茂	北区私立幼稚園協会	
	モリグチ サトシ 森口 智志	北区立小・中学校 PTA連合会	
区職員・ 関係行政機関	オクムラ ヒロシ 奥村 宏	北区立中学校長会	
	ソノ 園尾 まゆみ	東京都北児童相談所	
	テダ マナブ 傳田 学	北区立小学校長会	
	ニシザワ ユカ 西澤 由香	北区立保育園長会	
	ムカイナカノ コウジ 向中野 勇司	北区立児童館長会	

※五十音順、敬称略

人数 18名

第34回（令和3年8月26日開催）北区子ども・子育て会議事務局

役 職	氏名	備考
子ども未来部長	ハヤカワ マサコ 早川 雅子	
多様性社会推進課長	スガワラ マリコ 菅原 満理子	
教育政策課長	マツムラ セイジ 松村 誠司	
教育指導課長	クロヤナギ ノブユキ 畔柳 信之	
子ども未来課長	スズキ マサヒコ 鈴木 正彦	子ども未来部参事
子ども環境応援担当課長	スズキ マサヒコ 鈴木 正彦	兼務
子どもわくわく課長	キグレ タカシ 木暮 貴志	
保育課長	ツチヤ シュウジ 土屋 修二	
子ども家庭支援センター所長	サイ フミコ 酒井 史子	

敬称略

8名

事務局庶務 子ども未来課次世代育成係

開設予定の私立認可保育所について

1 要 旨

令和4年4月開設予定の私立認可保育所について報告します。

2 開設予定施設

(1) 滝野川地域（上中里駅周辺）

施設名称：（仮称）太陽の子上中里保育園

設置主体：H I T O W A キッズライフ株式会社

港区六本木1-4-5

代表者 高石 尚和

場 所：上中里1-47（以下未定）

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
0	10	12	16	16	16	70

延長保育：2時間を予定

案 内 図：



(2) 滝野川地域（西ヶ原2丁目） ※分園の設置

施設名称：ポピンスナーサリースクール王子（分園）

設置主体：株式会社 ポピンス

渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ5階

代表取締役 轟 麻衣子

場 所：本園 王子1-23-5 ドラゴンスクウェアビル4階

分園 西ヶ原2丁目（以下未定）

定 員：

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
本園	9	12	12	0	0	0	33
分園	0	0	0	13	13	13	39

延長保育：2時間を予定

案内図：



3 (参考) 令和3年4月1日時点の待機児童数について

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
浮間地区	0	2	0	0	0	0	2
赤羽西地区	0	0	0	0	0	0	0
赤羽東地区	1	2	1	0	0	0	4
王子西地区	0	0	0	0	0	0	0
王子東地区	0	0	0	0	0	0	0
滝野川西地区	3	9	0	0	0	0	12
滝野川東地区	0	0	0	0	0	0	0
計	4	13	1	0	0	0	18

放課後子ども総合プラン等検討会の設置について

1 要 旨

令和3年6月10日開催の北区子ども・子育て会議（令和3年度第1回、通算33回）にて報告しました「児童館の子どもセンターへの移行及び放課後子ども総合プランの一体的運営について」についての内容を具体的に検討するため、区の関係部署からなる「放課後子ども総合プラン等検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げたことを報告します。

2 検討方法

令和3年度中に3回程度の検討会を開催するとともに、検討会の下に次の部会を設けて、より具体的な方策を検討します。

（1）放課後子ども総合プラン部会

おもに、学童クラブ利用ニーズの増加に伴う待機児童の発生や35人学級の実施による普通教室不足に対応するため、ハード・ソフトの両面から、放課後子ども教室と学童クラブの一体的な運営を更に推進する新たな制度を検討します。

（2）子どもセンター部会


おもに、児童館の子どもセンターへの移行に関する事、及び子どもセンターの子育て支援機能の充実を図ることについて検討します。

3 スケジュール（目標）

令和3年度	検討会及び部会による検討
令和4年度	本格実施に向けた関係者説明 学校諸室の共用計画の策定着手（順次） 子どもセンター移行準備
令和5年度	放課後子ども総合プランの新たな制度の実施 児童館全館を子どもセンターへ移行

放課後子ども総合プラン

他区における一体的運営の事例

		区分	放課後から午後5時（午後4時半）まで	～夜7時まで	
板橋区	完全一体型	さんさんタイム一般 (全児童)	原則として一緒に活動 宿題  自由あそび  集団あそび 	室内あそび 読書等	
		さんさんタイムオレンジ (就労要件等あり)	休息 		
			※学童登録の子どもたちのみ「連絡帳」「おやつ」あり		
新宿区	機能補完型	放課後子どもひろば (全児童)	原則として一緒に活動 宿題  自由あそび  集団あそび 	室内あそび 読書等	
		ひろばプラス (就労要件等あり)	おやつ 		休息 
		学童クラブ (就労要件等あり)	従来型に近い形で運営 連絡帳 ⇒ 宿題 ⇒ 自由遊び ⇒ おやつ ⇒ お帰り会		
北区 (現在)	放課後子ども教室 (全児童)	宿題  自由あそび  集団あそび 	室内あそび 読書等		
	学童クラブ (就労要件等あり)	連絡帳 ⇒ 宿題 ⇒ 自由遊び ⇒ おやつ ⇒ お帰り会			

東京都こども基本条例

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。
なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていきけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

(こどもの権利)

第四条 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

(こどもにやさしい東京の実現)

第五条 都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

(こどもの安全安心の確保)

第六条 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

(こどもの遊び場、居場所づくり)

第七条 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

(こどもの学び、成長への支援)

第八条 都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

(子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援)

第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支

援に努めるものとする。

(こどもの意見表明と施策への反映)

第十条 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

(こどもの参加の促進)

第十一条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(こどもの権利の広報・啓発)

第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(こどもからの相談への対応)

第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(こどもに関する計画の策定)

第十五条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとりものとする。

(こども施策を総合的に推進する体制の整備)

第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び子どもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の検討を行うに当たっては、子どもの意見を反映させるため、子どもの意見を聴く機会を設けるものとする。

江戸川区子どもの権利条例

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

子どもは、さまざまな活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、発表することができます。

一人ひとりの子どもの思いや意見が大切にされるとともに、より良い社会をつくるため、子どももまた地域社会をつくる一員として、自ら学び、まわりの人と協力していくことが大切です。お互いの権利を大切にしようまちは、すべての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

江戸川区は、児童の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

もくてき
(目的)

だいいち じょう じょうれい こ もっと なに だいいち かんが
第一条 この条例は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、
こ けんり たいせつ まも きほん かんが
子どもの権利を大切に守っていくために、その基本となる考えをみんなで
りかい えどがわく ぜんたい こ すこ そだ ささ
理解し、江戸川区のまち全体で子どもの健やかな育ちを支えていくことを
もくてき
目的とします。

ことば い み
(言葉の意味)

だいいち じょう じょうれい つか ことば い み つぎ
第二条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

一 「子ども」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働いてい
たり、活動をしたりしている人の中でまだ十八歳になっていない人をいい
ます。ただし、これらの人と同じく、権利を認めることがふさわしい人も
ふく
含みます。

二 「保護者」とは、親や、親に代わって養育をする里親などをいいます。

三 「区民」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働いていた
り、活動をしたりしている人や団体、事業所をいいます。

四 「育ち学ぶ施設」とは、保育所や幼稚園、学校などの、子どもが育ち、
まな かつどう ひと だんたい じぎょうしょ
学んだり、活動したりするために利用する施設をいいます。

たいせつ けんり
(大切な権利)

だいいち じょう こ じどう けんり かん じょうやく かんが う
第三条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えにもとづき、生まれたと
きからけんり も ひと けんり たいせつ まも
きから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

2 えどがわく ほごしゃ くみん そだ まな しせつ かんけいしゃ こ すこ
江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが健やかに

成長していくために、特に次の四つの権利を大切にしていきます。

- 一 子ども自身が、自分が大切にかけがえのない存在であることを実感でき、平和や安全が確保されるなかで、自分らしく成長できるよう支援を受けることができること。
 - 二 子ども自身が、自由に意見を表すことができ、自分の思いや意見が受け止められ、年齢やころ、からだの発達に応じてしっかりと考えてもらうことができること。
 - 三 子どもが、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
 - 四 子どもに関するすべての活動において、その子どもにとって最もよいことをしっかりと考えてもらうことができること。
- 3 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

(保護者の役割)

- 第四条 保護者は、子育てについて第一に責任があり、家庭が子どもの健全な成長のためになくはない大切な場であることを自覚し、子どもが健全に育つよう、子どもの権利が大切に守られるように努めます。
- 2 保護者は、家庭で安心して子育てをし、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。
 - 3 江戸川区は、保護者がその役割を理解し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。

4 育ち学ぶ施設の関係者や区民は、保護者が家庭で安心して子育てができるようお互いに協力しながら支援するように努めます。

(区民の役割)

第五条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健全やかな育ちのために協力し、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 区民や江戸川区は、地域で子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

3 区民は、地域の中で子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けられます。

4 江戸川区は、区民が子どもの権利を大切に守るための活動に対して必要な支援を行います。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第六条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健全な成長のために重要な役割を持っていることをしっかりと理解し、子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利が大切に守られるよう努めます。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けられます。

3 育ち学ぶ施設の管理者は、保護者や区民に対して、育ち学ぶ施設の運営な

どの情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するように努めます。

(江戸川区の役割)

第七条 江戸川区は、子どもの権利を大切に、子どもの意見をきき、子どもが地域社会へ参加していくことができるよう支援していきます。

2 江戸川区は、子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるとともに、子どもの立場から考えたまちづくりを江戸川区のまち全体にわたって計画的に行い、子どもの権利が大切に守られるように取り組みます。

3 江戸川区は、子どもの権利が大切に守られるための取組を進めていくための計画をつくります。

(協力)

第八条 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、お互いに協力しながら子どもの育ちを支援します。

2 江戸川区は、国や他の地方公共団体（都道府県や区市町村をいいます。）などと協力して、子どもに関する政策を実施し、子どもの育ちを支援します。

(権利が守られていない状態からの回復)

第九条 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、お互いに

協力しながら差別や虐待、いじめなど、子どもの権利が守られていない

状態について早期に発見し、権利が守られていない状態からの回復のため

の支援に努めます。

- 2 江戸川区は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます。

(子どもの権利を広く伝え、知ってもらうこと)

第十条 江戸川区は、子どもの権利について、子どもや保護者、区民に理解してもらうように努めます。

- 2 江戸川区は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などで、子どもが権利について学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行います。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行します。

都内の子どもの条例制定自治体と内容

資料4-2
子ども・子育て会議資料
令和3年8月26日

No.	内容/項目		1	2	3	4	5	6
1	自治体名		東京都	世田谷区	目黒区	豊島区	江戸川区	西東京市
2	条例名称		子ども基本条例	子ども条例	子ども条例	子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例	子ども条例
3	施行日		令和3年4月1日	平成14年4月1日	平成17年12月1日	平成18年4月1日	令和3年7月1日	平成30年10月1日
4	構成	1 前文	○	○	○	○	○	○
		2 条数	17条	32条	22条	37条	11条	27条
5	取組主体	1 自治体の役割	○	○	○	○	○	○
		2 保護者の役割	—	○	○	○	○	○
		3 学校の役割	—	○	○	○	○	○
		4 施設等の役割	—	—	○	○	○	○
		5 都民・区民(市民)の役割	—	○	○	○	○	○
		6 事業者の役割	—	○	○	○	○	○
6	テーマ	1 子育て・養育支援	○	○	○	—	○	○
		2 育ち・学ぶ環境整備	○	○	○	○	○	○
		3 子どもの安心・安全	○	○	○	○	○	○
		4 子どもの意見表明・参加	○	○	○	○	○	○
		5 いじめ対応	○	○	○	△	○	○
		6 虐待の防止	○	○	○	○	○	○
		7 自分らしさ・個性の尊重	—	○	○	○	○	—
		8 子どもの居場所	○	○	○	—	—	○
		9 子どもの貧困の防止	—	—	—	—	—	○
7	権利擁護委員の設置		○	○	○	○	○	○
8	推進計画の策定		○	○	○	○	—	○
9	推進委員会等の設置		○	○	○	○	—	○

※都内では、ほかに調布市、小金井市、日野市が制定

子どもの権利条約カードブック（抜粋）

参考資料
令和3年8月26日
子ども・子育て会議

※出典：（公財）日本ユニセフ協会



「子どもの権利条約」ってなんだろう？

この地球で暮らす子どもたち。みんなが幸せに、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長してほしい。それは、世界共通の願いです。

でも見たしてみると、まずしい暮らしに苦しんでいたり、自然災害や戦争に巻き込まれたり、家族や住む家をなくしたり、学校に通えなかったり、さまざまな差別を受けたり、子どもたちは多くの問題に直面していることが分かります。

そこで、世界の子どもの命と健やかな成長を守るために活動するユニセフ（国際連合児童基金）をはじめ、国際機関や世界の国々が協力して、世界のすべての子どもがもつ権利を定めた「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を作り、ここに書かれた子どもの権利を守っていこうと約束しました。1989年のことです。日本も1994年にこの条約に入りました。2019年8月時点で、196の国と地域がこの条約に入っており、これほど世界に広まった条約はほかにありません。

世界中すべての子どもがもつ権利を定めた「子どもの権利条約」。どのようなものか、このカードブックを通して学んでみましょう。



目次

- 1 「子どもの権利条約」ってなんだろう？ …………… 1
- 2 「子どもの権利条約」4つの原則 …………… 2
- 3 子どもたちには、どんな権利があるの？ …………… 2
- 4 「子どもの権利条約」ができるまで …………… 3
- 5 ユニセフと「子どもの権利条約」 …………… 4
- 6 子どもを権利を実現するために …………… 4
- 7 カードブックを活用してみよう！ …………… 5
- 8 子ども権利条約カード 条文第1～40条 …… 6
- 9 子ども権利条約選択議定書 …………… 26
- 10 世界の子どもたち …………… 27
- 11 「子どもの権利条約」前文、条文第41～54条 …… 29



「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間として持っている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約」には、次の4つの原則があります。



命を守られ成長できること

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」は、子どもの発達に応じてその権利が実現するよう指導する責任はまずは親（保護者）にあること、国は、条約にある権利が実現するよう法律などを整備し、利用できる最大限の手段を用いることも定めています。

子どもたちには、どんな権利があるの？

「子どもの権利条約」に定められている権利は、大まかに次の4つに分けることができます。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること

育つ権利

医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

条約は、すべての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。



「子どもの権利条約」ができるまで

「人権」という考え方が生まれたのは18世紀にさかのぼりますが、国際社会で基本的な人権や自由を尊重することの大切さが広く考えられるようになり、取り組むようになったのは、第二次世界大戦が終わった後のことです。

戦後、国連で最初に生まれた「世界人権宣言」は、国にかかわらず世界中すべての人がどのような人権をもつべきを示した初めての宣言となりました。この宣言は法律としての効力はもたなかったため、国連や国際社会は、宣言がめざす目標を、国際的な法律である「条約」のかたちにして整えていきます。たとえば、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」などの条約が生まれました。そして、社会で弱い立場に立たされている子どもたちの状況も注目されるようになり、すべての子どもの権利の実現をめざし、「子どもの権利」を条約として定めようという動きが生まれました。



～国連での子どもの権利に関する動き～



ユニセフと「子どもの権利条約」

ユニセフは、子どもの声を代弁する国連機関として、「子どもの権利条約」の草案作りにも参加し、各国がこの条約に入るよう全世界ではたらきかけました。ユニセフは「子どもの権利条約」が専門的な役割を与えている機関で、「国連子どもの権利委員会」が各国の条約の実施状況を調べる時などに、委員会と協力しています。



「子どもの権利条約」が採択されて約 30 年。さまざまな努力がみのり、5 歳の誕生日の前に命をうしなう子どもの数や、危険な仕事をしなければならない子どもの数などもへってきています。

一方で、4 人にひとりの子ども（2017 年時点）が、災害や紛争などの緊急事態にある国や地域で暮らし、移民や難民となつて移動している子どもも大勢います。インターネット上での被害からの子どもの保護など新しい課題も生まれています。

ユニセフは「子どもの権利条約」のもとに、すべての子どもの権利の実現を目指して活動しています。

子どもの権利を実現するために

国が「子どもの権利条約」に入ることは、子どもの権利を守る第一歩です。

条約に入った国は、自分の国の法律を条約に合わせて変えたり、新しく作ったりします。

また、定期的に（条約に入ってから 2 年以内と、その後は 5 年ごとに）「国連子どもの権利委員会」に、条約を国内でどのように実施しているか報告しなければなりません。政府からの報告に続き、NGO やユニセフからの報告も提出されます。子どもたちからの報告が出されることもあります。

「国連子どもの権利委員会」はこれらの報告書を読み、政府の代表と話し合いをした後、進展していることを評価し改善が必要なことについて勧告を出します。各国はこの勧告にそつてさらに取り組みを進めることが求められます。日本もこれまでに子どもの権利の実現について委員会から 4 回の勧告を受けています。（2019 年時点）

「子どもの権利条約」に入っただけでは、子どもの権利は守られるようになりません。子どもに関わるすべての人が、この条約に書かれた権利が実現されるように取り組むことが必要です。そして、子どもたち自身が、自分たちのもつ権利について知り、学ぶことがとても大切です。



子どもの権利条約選択議定書

「子どもの権利条約」を発展させるために、これまでに3つの選択議定書が作られました。選択議定書は、条約と同じ力をもっています。



～ 武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書 ～

(武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書)

「子どもの権利条約」では、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにすると定めていますが、この選択議定書ではその年齢を引き上げて18歳にならない子どもとし、また、強制的に軍隊に参加させてはならないと決めました。また被害にあった子どものリハビリや社会復帰についても定めています。

～ 子どもの売買、買春及び児童ポルノに関する選択議定書 ～

(児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書)

「子どもの権利条約」では、子どもを人身売買や性的搾取から守ることが定められていますが、被害が多く発生していることから、こうした行為を明確に犯罪とし、罰するよう決めました。また、被害を受けた子どもの保護についても定めています。

～ 通報手続きに関する選択議定書 ～

(個人通報手続きに関する第三選択議定書)

子どもの権利の侵害が国内で救済されないときに、被害にあった子ども自身またはその代理人が「国連子どもの権利委員会」に申し立てることができる仕組みを定めました。委員会は、子どもの年齢や発達段階を十分に考え、申し立てを扱うことになっています。

条約に入っている国と地域の数 (2019年8月現在)

- 子どもの権利条約 : 196
- 武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書 : 168
- 子どもの売買、買春および児童ポルノに関する選択議定書 : 176
- 通報手続きに関する選択議定書 : 45



世界の子どもたち

～守られていない～

世界のさまざまなところで生きている子どもたち。ここで話に登場する子どもたちの権利は守られているでしょうか？「子どもの権利条約」と照らし合わせながら読んでみましょう。

カン は、保健所からとてもはなれたところに住んでいたのに、予防接種を受けていません。カンは4歳のころ、ポリオ*にかかり両足が不自由になってしまいました。カンが6歳になった時、両親はカンを家から一番近い学校に連れて行きました。けれど、学校は足の不自由な子どもの入学をみとめてくれませんでした。

*ポリオは、食べものや手などについたポリオウイルスが口から体に入り込み、熱が出たり、お腹が痛くなったりする病気で、重いときは体に麻痺が残ることがあります。



ヌアン は少数民族の村に住む10歳の男の子です。ヌアンは村人たちが使っている言葉を使いますが、学校ではその言葉を使えず先生はみせんし、先生たちが使っている言葉を勉強しなければならぬといわれます。言葉がわからないので、授業についていけず、ヌアンは学校に行くのが楽しくありません。



ムギシャ は6歳の女の子です。ムギシャの国は戦争をしています。ムギシャのお父さんは、ムギシャが見ている前で殺されました。お母さんとはにげる途中ではぐれてしまいました。にげる途中で、16歳のお兄さんは、「お前はもうりっぱなおとなだ。兵隊として働け」と言われて、連れていかれてしまいました。ムギシャはひとり、命からがら、となりの国の難民キャンプにたどり着きました。



シルバ は14歳の女の子です。干ばつの影響で以前のように農作物を育てることができず、家族の収入がへってしまったため、2年前から学校に行っていない。お父さんは「子どもたち全員を学校に行かせてやる金がない。女のお前はこれ以上勉強する必要もないだろうから、家で母さんを手伝いなさい」と言いました。「兄さんと弟は学校へ行けるのに、なぜ私だけが…」シルバは悲しくなりました。ある日、お父さんは「来月お前はおよめに行くのだよ」と言いました。相手は会ったこともない、ずっと年上の男性です。お父さんは「うちにいるよりきつといい生活ができるはずだから」といいますが、シルバは「いやだ」とお父さんに言えずにいます。



権利は何だろう?～

ある休みの日、A子さんの家に、仲良しの友達のB美さんが遊びに来ました。スマートフォンでとった写真を編集して、面白い写真にして盛り上がりました。翌日、A子さんはB美さんのSNSに自分が変顔をしてとった写真があげられていることに気がつきました。コメントには「A子の家で楽しんだ」とありました。写真には、写真を撮影した位置情報もタグづけられており、A子さんの家の大体の位置も分かってしまうような投稿でした。A子さんはそのことがちょっと不満です。



アセルの住む町には、大きな工場があり、町の多くの人々がそこで働いています。しかし、その工場から出る排気ガスが原因で空気はよごれ、町に住む子どもたちの健康を害しています。アセルは学校の仲間と集会を開き、その工場に排気ガスを出すのをやめてほしいと訴えました。しかし、集会を見に来た工場長が、「工場が止まると、君たちの親も給料がへったり、もしかしたら働くところがなくなったりしてしまうかもしれないよ。そしたら、君たちの生活も貧しくなってしまうよ」と話しました。



ユニセフの「子どもにやさしいまち」づくり

ユニセフの「子どもにやさしいまち」づくりとは、子どもが主体的に地域社会に関わり、未来に希望がもてる持続可能な社会形成の施策を推進するプログラムです。「子どもの権利条約」に基づき、子どもに関わる事柄は子どもの意見を聞きながら、子どもとともに持続可能な社会（まち）づくりに取り組んでいる市区町村の事例を紹介します。

東日本大震災でほとんどすべての学校が壊れてしまった岩手県の大槌町では、学校を再建する際、子どもたちと一緒に新しい学校を作ろうということになりました。子どもたちが出したアイデアは実際に災害を経験した子どもたちでなければ気がつかないようなものでした。こうした子どもたちの声がかされ素晴らしい学校ができあがりました。この経験を通じ子どもたちは大槌町への想いが大きくなり、町の行事に積極的に参加するようになりました。



奈良県奈良市では、2015年に「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を施行し、子どもたちにやさしい奈良市になる事業を行っています。

奈良市が考える「子どもにやさしいまち」

子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまち

「奈良市子ども会議」を設けて、子どもの意見を市の施策に反映するという仕組みが、制度としてできています。